

**\*治療又は療養のための薬は医療費の対象となりますので、風邪薬をくすり屋さんで購入しても医療費となります。そのためには、レシート等にくすりの名前を書いてもらうと良いでしょう。**

**今度は、医療費を支払ったことに対して保険金等を受け取った場合について説明します。**

### 3 医療費を補てんする保険金等

社会保険、損害保険契約、生命保険契約等に基づき医療費の支出並びに補てんを目的として支払いを受けるもの。

**\*高額療養費の給付や入・通院給付金、出産育児一時金などがこれにあたります。また、医療費の支出が年末で、保険金等の支払いを受けるのが翌年になり、確定申告する時までには不明のケースでは見積額で一応確定申告を済ませてください。保険金等の支払額が確定後、改めて「修正申告又は更正の請求」をして税額を確定させます。**

**最後は、医療費控除を受けるために必要な手続きについてです。**

### 4 医療費控除を受けるための手続き

- ① 確定申告書の所定の欄に医療費控除に関する事項を記載して、納税地を所轄する税務署に提出します。
- ② 医療費の領収書等を確定申告書に添付するか、提示しないと医療費控除は受けられませんので、無くさないようにしっかり保管しておくことが必要です。

**\*医療費控除を受けるには領収書等の添付又は提示が絶対条件です。確定申告をする時までキチンと保管しておいて下さい。**

**ご不明な点やご相談等がありましたら下記へご連絡下さい。**

☎ 045-521-1145

青色申告会事務局まで

